



福県医発第1881号(地)

平成19年1月26日



各医師会長 殿

各看護学校長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武



助産師養成夜間定時制コース新規開設について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、日本医師会において、助産師不足の解消策の一環として標記について厚生労働省医政局と交渉し、基盤の整備を行っているものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、今後、関係通知等があり次第、その都度お知らせいたします。

---

小郡三井医師会より

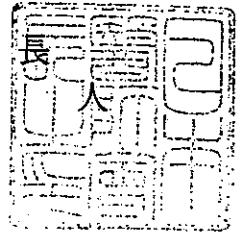
担当理事 蒲池 壽



日医発1009号(地I153)  
平成19年1月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会  
唐澤 祥



## 助産師養成夜間定時制コース新規開設について

助産師の絶対数不足問題が全国の分べんを取り扱う医療施設を、非常に厳しい状況にしていることは周知のとおりです。このような厳しい環境の中で、日々、産科医療にご尽力いただいております先生方には敬意を表するものがあります。

さて、日本医師会は、この助産師不足の解消策を昨年より模索しているところです。この一環として、医師会立看護師・准看護師学校養成所に助産師養成夜間定時制コースを開設する選択肢について厚労省医政局看護課と交渉し、基盤の整備を行っておりますので、以下の通りお知らせいたします。

本件につきましては、本年2月14日に「都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会」を開催し、上記の件の詳細をご説明申し上げる予定です。なお、急な開催で申し訳ございませんが、「都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会」の通知は別途送付させていただきます。

### 記

#### 1. 助産師養成夜間定時制コース開設の趣旨

看護関係の統計資料によれば、助産師としての平成16年の就業者総数は26,040人で、そのうち病院には17,753人(68.2%)、診療所には4,680人(18.0%)が勤務している。前年比は316人の増加であるが、同年の国家試験合格者で免許交付を受けた者は1,690人であった。このような助産師養成の現状から判断すると、現在の助産師不足解消は解決しようもなく、産科医療の崩壊を食い止めることはさらに困難といえる。



そこで、医師会が運営している看護師・准看護師学校養成所に助産師養成夜間定時制コースを併設することにより、助産師を医師会が自ら養成する選択肢は現実的であり、実行可能な対策である。

また、この助産師養成夜間定時制コースは産科医療施設に現在勤務している現職の看護師（社会人）に、助産師資格取得の道を開くとともに、産科医療施設にとっても有益なことといえる。

## 2. 助産師養成夜間定時制コース開設のための環境整備

医師会が運営している看護師・准看護師学校養成所に助産師養成夜間定時制コースを併設するにあたって、現行の条件とその緩和策は以下のとおりである。

### 1) 助産師養成所指定に係るスケジュール・・・別紙1参照

設置者が必要書類（計画書、設置・施設設備事業計画）を提出してから指定・承認書を受理するまでに最低1年を必要とする。

但し、平成20年度に助産師養成所を設置する者に限り、平成19年3月15日までに提出期限を延期する（平成19年1月11日付け医政発第0111001号「助産師養成所設置計画書」の提出期限延期について；平成19年1月16日付け日医発第1008号[地I152]を参照）。

### <平成20年度設置による事例：開校までの最短スケジュール>

平成19年3月：関係書類提出



同年12月：指定・承認書受理



平成20年1月：学生募集



同年3月入学審査：許可



同年4月開校・学生受入れ



同年9月第1期生卒業



平成21年2月国家試験受験

2) 主な指定基準・・・別添保健師助産師看護師学校養成所指定規則参照

助産師養成夜間定時制コース開設にあたり、クリアすべき主な要件は保健師助産師看護師学校養成所指定規則の第3条(助産師学校養成所の指定基準)により以下のとおりである。

- ①入学対象者は看護師教育を受けている者
- ②修業年限は6月以上
- ③授業時間は最低22単位720時間、実習8単位、取扱い分べん10例程度
- ④専任教員として助産師3人以上、そのうち1名は教務主任であること
- ⑤生徒数は40人以下であること
- ⑥実習施設と実習指導者の確保

なお、看護師養成所に助産師養成所を併設する場合、異なる時間帯に授業が設定されているならば、普通教室・図書室・実習室の共用は可能である(平成18年12月8日付け医政発第1208003号「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部改正について；平成18年12月15日付け日医発第926号[地I138]を参照)。これは、看護師・准看護師養成所と助産師養成所の併設をより現実的にすることを目的としている。

3) 補助金等

①助産師養成所運営費補助・・・別紙2・3参照

平成18年度の民間助産師養成所運営に係る運営費補助については以下の通りである。

- ①養成所1箇所につき8,261,000円
- ②生徒一人当たり75,900円
- ③大規模養成所については  
専任教員分として定員20人増すごとに2,203,000円  
事務職員分として1箇所当たり536,000円

したがって、通常は1箇所あたり年間約1千万円の運営費補助がある(平成18年度は前年度より100万円増額した)。

②助産師養成所(定時制)開校促進事業(予定)・・・別紙4参照

助産師養成所(定時制)の開校を促進し、助産師養成を促進する必要があるとして、平成19年度政府原案に助産師養成所(定時制)開校促進事業と

して、13,220千円が新規に計上されている。

内容は定時制コースを立ち上げる際の専任教員の経費として、1校当たり165万円（負担割合：国1/2、県1/2）を予定している。

#### 4) 助産師養成コース開設のQ&A

##### (1) 定時制（夜間）コースの開設

Q：過去に例はあるか？

A：定時制（夜間）コース、看護師3年課程とセットなど過去に例はないが、開設基準を満たしていれば問題はない。

##### (2) 規定時間オーバーの学生

A：規定の22単位720時間で卒業できない学生については、さらに授業を受けることにより卒業をさせてよいのか？

Q：問題はない。

##### (3) 実習分べん10例

Q：学生1人につき実習指導者（助産師又は医師の監督）の下で、正常分べん10例程度（9例以上）を取り扱うことは？

A：学生1人当たり10例程度の実習は、複数の対象施設であっても10例をクリアすればよい。

##### (4) 実習施設

Q：有床診療所を実習施設としてよいのか？

A：管理体制（運営面）と手順が基準に適合する施設で、施設の担当医あるいは助産師に実習指導者講習会を受けていけば問題はない。

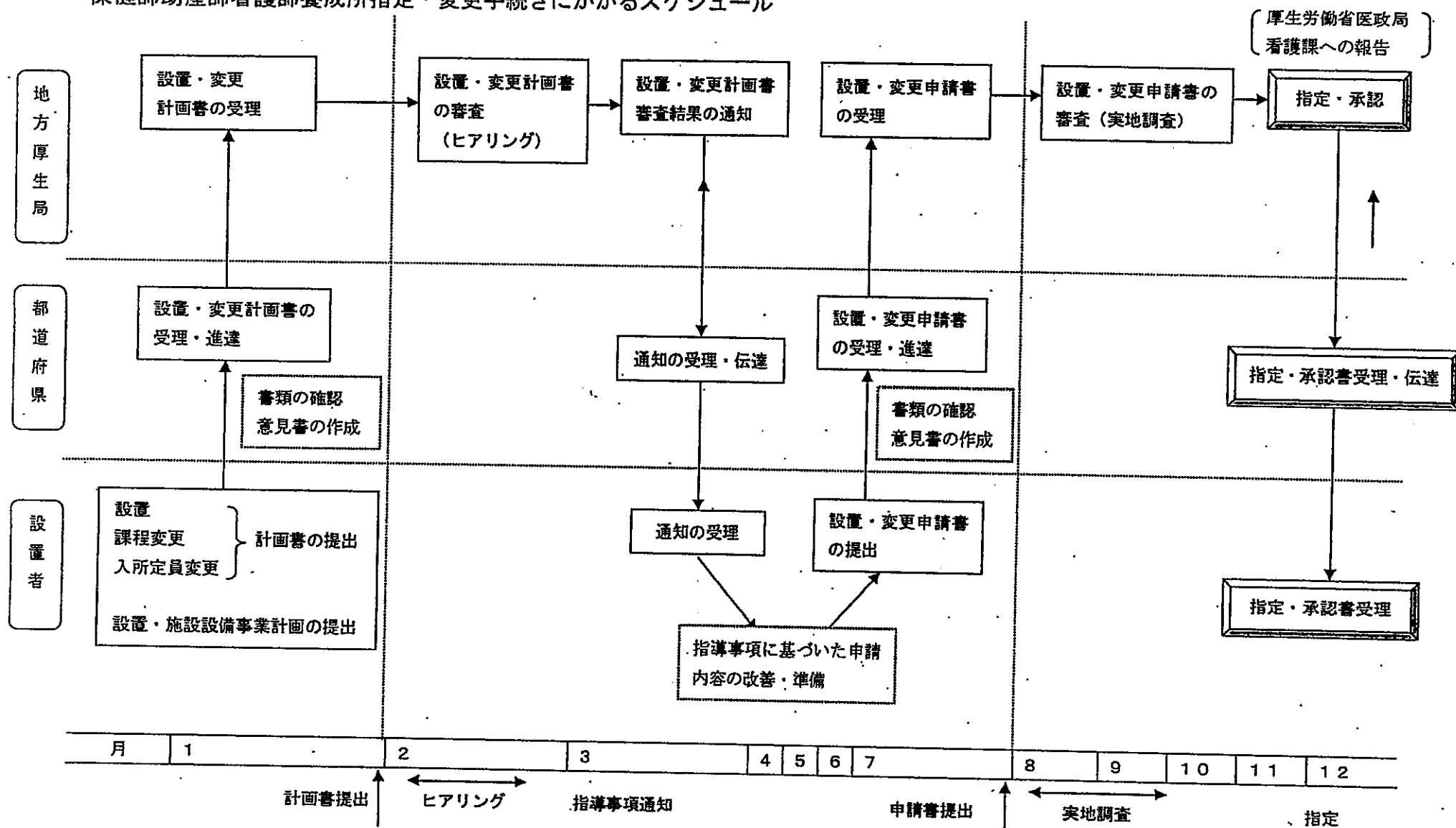
##### (5) 実習と勤務

Q：学生の勤務先が産科である場合、当該勤務先での勤務中の分べんを実習として扱うことはできるか？

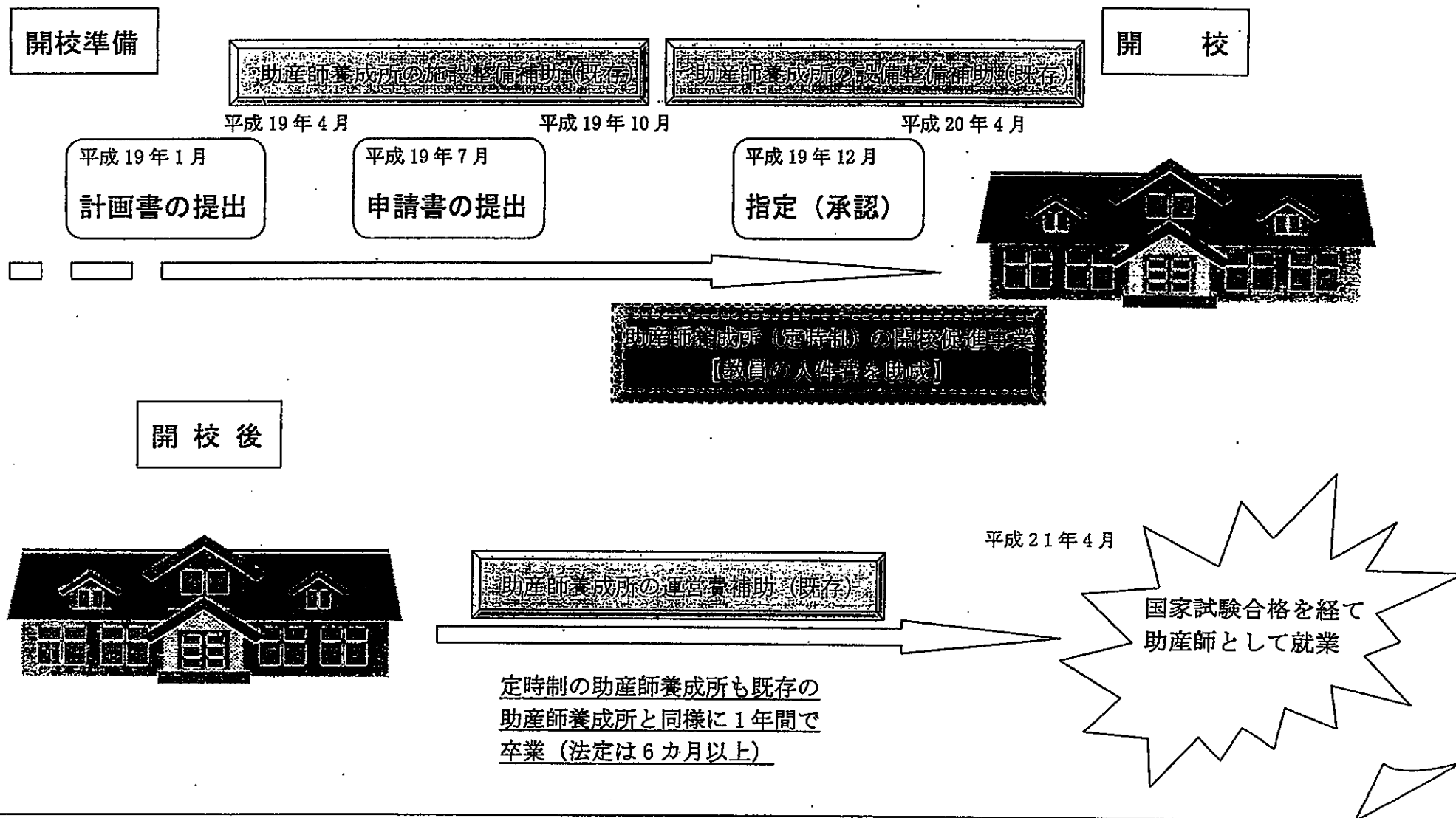
A：勤務と実習は別と判断せざるを得ない。但し、実施指導者がそこにいて、オンコールとすれば可能である。

以上

## 保健師助産師看護師養成所指定・変更手続きにかかるスケジュール



## 助産師養成所（定時制）開校促進事業について



## 助産師養成所運営費補助について (平成18年度)

| 1 区分             | 2 種目        | 3 基 準 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 4 対 象 経 費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療関係者養成確保対策費等補助金 | 看護師等養成所運営事業 | <p>a 看護師等養成所運営事業<br/>次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、及び(6)の合計額</p> <p>1 助産師養成所<br/>(1) 養成所1か所当たり<br/>8,261,000円<br/>(2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに<br/>2,203,000円<br/>(3) 事務職員分として1か所当たり<br/>536,000円<br/>(4) 生徒数に1人当たり75,900円を乗じて得た額</p> <p>(注)<br/>1 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の定員のいずれか少ない方とする。<br/>2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> | <p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費<br/>(1) 専任教員給与費<br/>(2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費<br/>(3) 添削指導員給与費<br/>(4) 部外講師謝金<br/>(5) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費<br/>(1) 専任事務職員給与費<br/>(2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費<br/>(1) 事業用教材費<br/>(2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費)<br/>(3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)～(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金<br/>(1) 報償費(実習施設謝金)<br/>(2) 委託料(上記報償費とする。)</p> |

## 3. 補助金等

○ 民間立運営例(平成17年度)

## ① 学生規模15～20名

|              |                |
|--------------|----------------|
| 総事業費         | 約 4,500万       |
| 収入(学生納付金等)   | 約 1,800～3,000万 |
| 補助額(国庫+都道府県) | 約 850万         |

\* 収支差が補助基準額を下回っている場合は、収支差分を補助  
 収支差が基準額を上回っている場合は 基準額を補助

## ② 学生規模30名

|      |          |
|------|----------|
| 総事業費 | 約 6,000万 |
| 収入は  | 約 5,000万 |
| 補助額  | 約 850万   |

## 参考

## \* 学生納付金

|     |           |   |       |        |
|-----|-----------|---|-------|--------|
| 民間立 | 約90～140万円 | { | 入学金   | 15～30万 |
|     |           |   | 授業料   | 36～85万 |
|     |           |   | 実習費   | 10～35万 |
|     |           |   | 施設関係費 | 10～30万 |

## \* 競争率(合格者数/受験者数)

平均5.8倍(国立病院機構、公立、私立)

私立 7.5倍(4.6～13.9倍)

|                     |         |          |
|---------------------|---------|----------|
| ○ 助産師養成所(定時制)開校促進事業 | 18年度予算額 | 19年度予定額  |
|                     | 0千円→    | 13,220千円 |

## 1) 趣 旨

現在、日本各地において医師が偏在しており、特に、産科では医師不足が顕著で分娩を取り扱う医療機関も減少していることから、地域でお産が出来ない等の新聞報道も後を立たない。

このため、医師と同様、正常産を扱うことが出来る助産師の活用が重要となっているが、その数が不足しているところである。

また、第6次看護職員需給見通しにおいても助産師数は不足となっているところである。

このため、産科医師不足に対応できる助産師の活用、安心安全なお産が行えるよう産科診療所への助産師の配置を図るため、助産師養成所(定時制)の開校を促進し、助産師の養成を促進する必要がある。

## 2) 事業内容

ア 教育カリキュラム策定等の準備に必要な専任教員の経費  
専任教員配置 3人配置(6月分)

イ 対象カ所数 8校

- 3) 補助先 都道府県  
(間接補助先：厚生労働大臣の認める者)
- 4) 補助率 定額(1/2相当)
- 負担割合 国1/2、県1/2
- 5) 創設年度 平成19年度 創設

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則  
(昭和26年文部省・厚生省令第1号)

最終改正：平成15年3月26日

(この省令の趣旨)

第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条第一号、法第20条第一号、法第21条第一号若しくは法第22条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校又は法第19条第二号、法第20条第二号若しくは法第21条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第22条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校及びこれに付設される同法第82条の二の規定による専修学校又は同法第83条の規定による各種学校をいう。

(保健師学校養成所の指定基準)

第2条 法第19条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所(以下「保健師学校養成所」という。)に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、6月以上であること。
- 三 教育の内容は、別表1に定めるもの以上であること。
- 四 別表1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 五 1の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に應じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表1に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするな

ど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(助産師学校養成所の指定基準)

第3条 法第20条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、6月以上であること。
- 三 教育の内容は、別表2に定めるもの以上であること。
- 四 別表2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 五 1の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表2に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第4条 法第21条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、3年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表3に定めるもの以上であること。

四 別表3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 1の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表3の2に定めるもの以上であること。

四 別表3の2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち7人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 1の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表3の2に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

3 看護師学校養成所のうち、前2項に規定する課程を併せて設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、前2項各号（前項第十号を除く。）に定めるところによるものとする。ただし、第1項の課程の実習室又は在宅看護実習室は第2項の課程の実習室又は在宅看護実習室と、第1項の課程の図書室は第2項の課程の図書室と兼用とすることができる。

4 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。

二 専攻科の修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表3の3に定めるもの以上であること。

四 別表3の3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 1の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に及び、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表3の3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

（准看護師学校養成所の指定基準）

第5条 法第22条第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第18条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第47条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。

二 修業年限は、2年以上であること。

三 教育の内容は、別表4に定めるもの以上であること。

四 別表4に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

五 1の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。

七 図書室及び専用の実習室を有すること。

八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

九 別表4に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十 専任の事務職員を有すること。

十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

#### (指定基準の特例)

第6条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し1の教育課程により別表1及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第2条第一号の規定の適用については、「法第21条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し1の教育課程により別表2及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第3条第一号の規定の適用については、「法第21条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

#### (指定の申請書の記載事項等)

第7条 令第12条の申請書には、次に掲げる事項（公立の保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近2年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師

及び保健師の定員」とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名

七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積

九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名（法人にあつては、名称）、診療科名及び患者収容定員並びに最近2年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数（実習施設が2以上あるときは、施設別に記載するものとする。）

十 収支予算及び向こう2年間の財政計画

2 令第21条の規定により読み替えて適用する令第12条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第1項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 長及び教員の履歴書

二 校舎の配置図及び平面図

三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録

四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

（変更の承認又は届出を要する事項）

第8条 令第13条第1項（令第20条において準用する場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第1項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

2 令第13条第2項（令第20条において準用する場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第1項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）とする。

（報告を要する事項）

第9条 令第14条（令第20条において準用する場合及び令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数

二 前学年度の卒業者数

三 前学年度における教育の実施状況の概要

（指定取消しの申請書等の記載事項）

第10条 令第17条（令第20条において準用する場合を含む。）の申請書又は令第2

1 条の規定により読み替えて適用する令第17条（令第20条において準用する場合を含む。）の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

（准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等）

第11条 令第19条の申請書には、第7条第1項各号に掲げる事項（公立の准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

2 令第21条の規定により読み替えて適用する令第19条の書面には、第7条第1項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第1項の申請書又は前項の書面には、第7条第3項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（略）

別表1（第2条関係）

| 教 育 内 容 | 単 位 数  | 備 考      |
|---------|--------|----------|
| 地域看護学   | 12(10) | 情報処理を含む。 |
| 地域看護学概論 | 3(2)   |          |
| 地域看護活動論 | 9(8)   |          |
| 疫学・保健統計 | 4      |          |
| 保健福祉行政論 | 2(1)   |          |
| 臨地実習    | 3      |          |
| 地域看護学実習 | 3      |          |
| 合 計     | 21(18) |          |

備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。

2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し1の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習3単位以上及び臨地実習以外の教育内容18単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表2（第3条関係）

| 教 育 内 容  | 単 位 数   | 備 考                                                              |
|----------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 基礎助産学    | 6 (5)   |                                                                  |
| 助産診断・技術学 | 6       |                                                                  |
| 地域母子保健   | 1       |                                                                  |
| 助産管理     | 1       |                                                                  |
| 臨地実習     | 8       |                                                                  |
| 助産学実習    | 8       | 実習中分べん（妊娠7月未満の分べんを除く。）の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生1人につき10回程度行わせること。 |
| 合 計      | 22 (21) |                                                                  |

- 備考 1. 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。
2. 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し1の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習8単位以上及び臨地実習以外の教育内容14単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。



日医発第 926 号（地 I 138）

平成 18 年 12 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、さらに、病院・診療所に勤務する看護師が修学しやすい助産師養成所の設置を促進するため、平成 13 年 1 月 5 日付健康政策局長通知「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部を別添の通り改正するものです。この指導要領の一部改正は日本医師会が要望をしている「助産師養成夜間定時制コース開設」の一部でもあります。なお、改正箇所は別添の新旧対照表を参照してください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発第 1208003 号  
平成 18 年 12 月 8 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部改正について

標記について、別紙（写）のとおり各都道府県知事あて通知いたしますので、  
御了知いただくとともに、関係機関への御周知方お願いいたします。

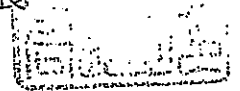


医政発第 1208003 号

平成 18 年 12 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領」の一部改正について

助産師確保のため、これまで、「助産師の養成について」（平成 17 年 1 月 25 日付け医政看発第 0125003 号）及び「病院・診療所に勤務する看護師を対象とした社会人入学枠の導入について」（平成 17 年 4 月 28 日付け医政看発第 0428001 号）において、助産師養成所における定員数の増加や病院・診療所に勤務する看護師を対象とした社会人入学枠の導入等をお願いしているところであるが、さらに、病院・診療所に勤務する看護師が修学しやすい助産師養成所の設置を促進するため、今般、「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成 13 年 1 月 5 日付け健政発第 5 号別添）を別添のとおり改正することとしたので、貴管下養成所に対する周知徹底を図られるとともに、改正後の指導要領に基づいた御指導方お願いする。

記

1 施設設備に関する事項について

- (1) 教室
- (2) 実習室

## 別添

### 看護師等養成所の運営に関する指導要領

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

#### 第1 課程の定義等

この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。

- (1)「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。
- (2)「3年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、定時制により4年間の教育を行うものをいう。
- (3)「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。
- (4)「2年課程（定時制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。
- (5)「2年課程（通信制）」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。

#### 第2 学則に関する事項

- 1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあっては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
  - (1) 設置の目的
  - (2) 名称
  - (3) 位置
  - (4) 養成所名（二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併

せて教授する教育課程（以下「統合カリキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）

（５）課程名（看護師養成所に限る。）

（６）定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、１学年の入学定員及び総定員）及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項

（７）修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項

（８）教育課程及び単位数（准看護師養成所にあつては、時間数）に関する事項

（９）成績の評価及び単位の認定に関する事項

（１０）大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項

（１１）入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

（１２）教職員の組織に関する事項

（１３）運営を行うための会議に関する事項

（１４）学生の健康管理に関する事項

（１５）授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項

３ 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

### 第３ 学生に関する事項

#### １ 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

##### （１）保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

##### （２）看護師養成所

ア ３年課程及び３年課程（定時制）にあつては、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５６条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

（ア）高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

（イ）学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第６９条第４号に該当する者にあつては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

（ウ）（ア）又は（イ）以外の者で、学校教育法第５６条に該当するものにあつては、それを証明する書類

イ ２年課程及び２年課程（定時制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後３年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であって入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

(イ) 准看護師として10年（120か月）以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年（120か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(3) 准看護師養成所

学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

ア 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書

ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第47条に該当するものにあつては、それを証明する書類

2 入学の選考

(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。

(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。

- (3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。

### 3 卒業の認定

- (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。  
(2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。(2年課程(通信制)を除く。)

### 4 学生に対する指導等

- (1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。  
(2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。  
(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

### 5 外国人の留学生の受入れ

- (1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。  
(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。  
(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。

ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。

エ 進級試験等については特別の扱いを行わないこと。

オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができないこと。

#### 第4 教員に関する事項

##### 1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア) から(ウ) までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。 )及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。
- (6) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
- (7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては8人以上（当分の間、6人以上）、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては7人以上（当分の間、5人以上）、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては学生定員が20人を超える場合には適当数、看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）及び2年課程（定時制））にあつては、学生総定員が120人を超える場合には学生30人を目標に1人、増員すること、また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては学生総定員が80人を超える場合には学生30人を目標に1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には学生100人を目標に1人増員することが望ましいこと。
- (9) 専任教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。（2年課程（通信制）を除く。）

また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

- (10) 教務主任となることのできる者は、(1)、(2)、(3)又は(4)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。

## 2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

## 3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1－(1)、(2)、(3)又は(4)に

該当する者であること。

#### 4 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。
- (2) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

### 第5 教育に関する事項

#### 1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程及び3年課程（定時制）については別表3、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）については別表3-2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。

#### 2 履修時間数等

##### (1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、21単位以上で、675時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

##### (2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、22単位以上で、720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

##### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、基礎分野13単位以上で360時間以上、専門基礎分野21単位以上で510時間以上、専門分野36単位以上で990時間以上及び臨地実習23単位以上で1035時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、基礎分野については3-1(1)に定める基本的計算方法によらず7単位以上で315時間以上、専門基礎分野、専門分野及び臨地実習についてはそれぞれ14単位以上で315時間以上、25単位以上で750時間以上及び16単位以上で720時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

##### (4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実

習等を行うようにすること。

### 3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

#### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程、3年課程（定時制）、2年課程及び2年課程（定時制））

##### (ア) 臨地実習以外の授業

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

##### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

##### (ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所2年課程（通信制）

##### (ア) 通信学習による授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

##### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

#### (2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内

容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

#### 4 教育実施上の留意事項

（1）臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程（通信制）にあつては、紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシェント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

（2）臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

- (3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。

## 5 統合カリキュラム

### (1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第56条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

### (2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

### (3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

### (4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のとおり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。

## 第6 施設設備に関する事項

### 1 土地及び建物の所有等

(1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮する

こと。

## 2 教室等

- (1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合についてはこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合

- (2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあっても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができること。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとすることが望ましいこと。

- (5) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。

- (6) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。

## 3 保健師養成所

- (1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

- (2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

## 4 助産師養成所

- (1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室

を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。

(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる施設を確保することが望ましいこと。

#### 5 看護師養成所

(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

#### 6 准看護師養成所

(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

#### 7 機械器具等

(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護師養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10に、それぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。

(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

### 第7 実習施設等に関する事項

#### 1 実習指導者

(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験

を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

(2) 実習施設において実習指導者を確保することができない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。

(3) 看護師養成所における在宅看護論の実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。

## 2 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

ア 業務指針が作成され、活用されていること。

イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。

ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。

エ 学生の指導を担当できるよう適当な実習指導者が定められていること。

オ 地域看護活動が適正に行われていること。

カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

## 3 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。

イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。

ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。

エ 外来、産科棟には学生の指導を担当できるよう適当な助産師の実習指導者が定められていること。

オ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

## 4 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所その他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
- イ 看護組織が明確に定められていること。
- ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
- エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
- オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。
- カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからカまでと同様とすること。

(4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。

(5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。

ア 複数の訪問看護専任者がいること。

イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。

(6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

## 5 准看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。

イ 看護組織が明確に定められていること。

ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。

エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。

カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからカまでと同様とすることが望ましいこと。

(4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。

ア 看護手順が作成され、活用されていること。

イ 看護師が配置されていること。

(5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。

#### 第8 管理及び維持経営に関する事項

- 1 養成所の運営に係る職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
- 2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。
- 3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。
- 4 2年課程（通信制）については専任の事務職員を適当数確保すること。

看護師等養成所の運営に関する指導要領新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和233年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 課程の定義等<br/>略</p> <p>第2 学則に関する事項<br/>略</p> <p>第3 学生に関する事項<br/>略</p> <p>第4 教員に関する事項<br/>略</p> <p>第5 教育に関する事項<br/>略</p> <p>第6 施設設備に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 教室等<br/>(1) 略<br/>(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。<br/><u>さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 助産師養成所<br/>(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。<u>ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>第7 実習施設等に関する事項<br/>略</p> <p>第8 管理及び維持経営に関する事項<br/>略</p> <p>(別表 略)</p> | <p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和233年法律第203号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 課程の定義等<br/>略</p> <p>第2 学則に関する事項<br/>略</p> <p>第3 学生に関する事項<br/>略</p> <p>第4 教員に関する事項<br/>略</p> <p>第5 教育に関する事項<br/>略</p> <p>第6 施設設備に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 教室等<br/>(1) 略<br/>(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 助産師養成所<br/>(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>第7 実習施設等に関する事項<br/>略</p> <p>第8 管理及び維持経営に関する事項<br/>略</p> <p>(別表 略)</p> |



日医発第 1008 号(地 I 152)

平成 19 年 1 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、保健師助産師看護師法第 20 条第 2 号に基づく助産師養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の 1 月末日までに設置計画書を、都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出することとなっておりますが、平成 20 年度に助産所養成所を設置する者に限り、平成 19 年 3 月 15 日を目途に提出期限の延長が可能となりました。この提出期限延長は日本医師会が要望をしている「助産師養成夜間定時制コース開設」に向けての措置の一部分でもあります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発第0111002号

平成19年1月11日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長

「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

標記について、別紙（写）のとおり各都道府県知事あて通知いたしましたので、御了知いただくとともに、関係機関への御周知方お願いいたします。



医政発第0111001号

平成19年1月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領について」(平成14年2月28日付 医政発0228005号)において、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第2号の規定に基づく助産師養成所を設置しようとするものは、開設しようとする年の前年の1月末日までに、助産師養成所設置計画書を、設置予定地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するようお願いをしているところであるが、平成20年度に助産師養成所を設置する者に限り、平成19年3月15日を目途に提出期限を延長するので、御了知いただくとともに、貴管下の養成所及び貴管下において養成所を設置しようとする者へ周知されるようお願いしたい。